

# 施設使用者を募集します!



## 『玉来川河川敷広場』

《仮称》

玉来川の河川敷地は、令和6年3月8日付けで、都市・地域再生等利用区域の指定を受けたことにより、民間事業者が地域の再生等の資する目的で営業活動を行うことができるようになりました。このたび市内外の人々の交流の拠点としてイベント会場、飲食店や売店、オープンカフェなどの運営、バーベキューやデイキャンプ、イベント会場等として河川敷を利用して収益事業を行う民間事業者を募集します。



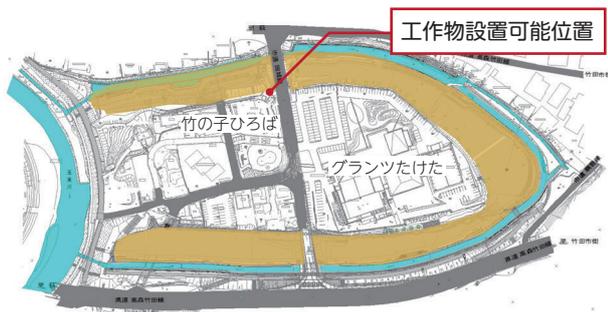
### 施設使用者の基本要件

当該区域において、デイキャンプやイベント開催など多目的に活用し、恒常的な賑わいを創出する取組を行うとともに、地域と協働して良好な水辺空間の保全を行うことができる者であること。

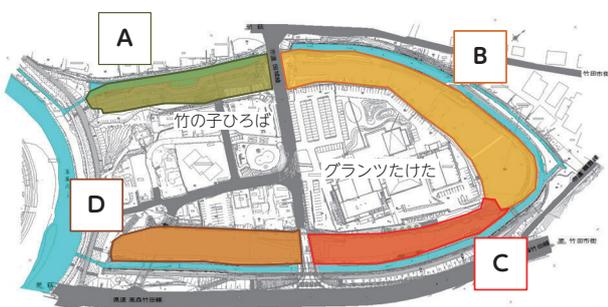
### 事業場所概要

事業対象区域は、一級河川玉来川(大分県竹田市大字玉来)の「平面図①」に示す区域(利用区域)とし、その中で施設使用者は、使用を希望する事業場所を「平面図②」で示すA、B、C、Dで指定する

【平面図①】都市・地域再生等利用区域平面図



【平面図②】事業場所エリア分け平面図



### 募集条件等

#### 施設使用の用途

利用区域において、以下の営業を行うことができるものとする。

- ①飲食店、売店、オープンカフェ、キッチンカー等(椅子、テーブルの設置も可能とする。)
- ②デイキャンプ場、バーベキュー場及びこれらと一体を成す売店等
- ③イベント施設等

※飲食店や売店を河川敷地に設置する場合は、仮設テントや移動販売車など移動撤去可能な簡易なものとする。

※「工作物設置可能位置」には、常設のコンテナハウスや屋台などの工作物を設置できる。

※事業を実施する上で必要な駐車場としての使用を可能とする。

※ただし、Dエリアについては、臨時駐車場としての使用に限定する。



工作物設置可能位置



## 営業開始予定

施設使用者は、令和7年4月1日(火)オープン(予定)に向け、開業準備を行うものとする。

## 営業可能時間

原則午前8時から午後9時までとする。ただし、季節や天候等に応じ、市及び玉来川河川利用調整協議会(以下「協議会」という。)と協議の上、変更することを認める。

## 使用料の徴収について

- ①有料で事業地の一部を貸し出し、使用料を徴収する場合は、使用料規定を設けること。
- ②竹田市が主催する事業により事業地を使用する場合は、使用料は免除とするものとする。

## 施設使用者の費用負担

施設使用者は、以下に掲げる費用を負担するものとする。

- 営業準備に関する費用・運営費・維持管理費(備品の購入、人件費、材料費等)
- 清掃・環境・安全確保対策に関する費用
- 原状回復費用
- 増水時の工作物等の移動に係る費用(施設使用者自らが工作物等を設置した場合)

## スケジュール

募集要項の公表	令和6年10月15日(火)
質問書受付	令和6年10月15日(火)～令和6年11月15日(金)
質問書回答	令和6年11月20日(水)
応募書類受付	令和6年11月1日(金)～令和6年11月22日(金)
審査結果通知	令和6年12月上旬
使用契約締結	施設使用候補者と協議の上で決定する
運用開始	令和7年4月1日(火)

## 応募方法

受付期間内(令和6年11月1日(金)～令和6年11月22日(金))に応募書類を全て整えて竹田市建設課都市計画係へ提出すること(土日祝日を除く午前9時～午後5時の間)。郵送等での提出も可。

## 審査について

協議会の委員により構成される選定等委員会が、次項に基づき書類審査を行う。

## 審査基準

- ① 事業の実効性
- ② 事業の安定性・継続性
- ③ 利用者への配慮
- ④ 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理
- ⑤ 緊急時対応の的確性

## 必要な配慮

### ●施設利用者への配慮

- ①目的を十分に理解して危険防止を常に意識し、雰囲気づくりに留意するとともに、良質なサービスの提供に努めること。
- ②施設利用者の意向、志向を定期的に調査し、サービスに反映させ、賑わいのある運営に努めること。
- ③事業に使用する区域において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して利用者へ損害を与えたときは責任を持って解決し、損害賠償が発生した際の責務を負うこと。

### ●地域活性化の取組

- ①地域への回遊を促すため、協議会、竹田市及び地域団体・企業等との協働又は自主企画による地域の活性化のためのイベント等の実施・協力を行うこと。
- ②周辺自治会の取組みとの連携を行うこと。

### ●利用者等への安全確保

- ①利用者への安全対策及び水難事故、交通事故、その他運営・管理上の事故に対する防止対策を図ること。
- ②事業地周辺の道路における通行の安全を確保し、通行の支障とならないようにすること。

- ③チラシ、看板及び巡回等により十分な対策をとり利用者や地域住民への安全を確保すること。

### ●環境美化、地域への配慮

- ①事業地内の清掃、草刈り及び剪定を行うこと。
- ②事業地内の衛生管理を図ること。特に、ゴミは鳥獣などによる飛散を防ぐとともに悪臭が発生しないよう徹底すること。
- ③住宅地に近接した場所であることに配慮し、地域住民と協力体制をとり事業の運営にあたるとともに、地域の意見、要望に迅速かつ柔軟に対応すること。
- ④花火は禁止とする。また、騒音対策など周辺環境に十分配慮し、公共空間として適正に管理すること。
- ⑤設置施設や看板等は環境に配慮し、自然に馴染む色彩を用いること。

※玉来川河川利用調整協議会は、地域住民(自治会)、竹田商工会議所、竹田市観光ツーリズム協会、竹田市PTA連合会、大分県、竹田市で組織する玉来川河川敷の活用に関する協議会です。

問合せ先

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地 竹田市役所 建設課 都市計画係

電話 0974-63-4848 FAX 0974-63-3948

メール toshi-design@city.taketa.lg.jp

※募集要項などの詳細につきましては、竹田市ホームページをご参照ください

